

高槻市における介護予防・日常生活支援総合事業の質問・回答票(平成29年3月29日追加分)

分類	番号	質問内容	回答
請求	45	総合事業における月額包括報酬の日割り算定の方法は予防給付と同じか。	予防給付との変更点について、総合事業では月途中開始・終了の場合はそれぞれ契約日・契約解除日を起算日として日割りで算定します。 詳細は「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」(平成29年2月13日厚生労働省事務連絡) I 資料9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」をご覧ください。
	46	介護予防訪問介護を利用していた方が認定更新等により介護予防訪問サービスの利用をすることになった場合、新たに初回加算を算定することは可能か。	介護予防訪問サービスについて初回加算ができるのは次の場合です。 ①利用者が過去2ヶ月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合 ②要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合 ③生活援助訪問サービスから介護予防訪問サービスを利用することになった場合 同一事業所で介護予防訪問介護から介護予防訪問サービスに移行した場合はサービス提供が継続されると考え初回加算を算定できません。